

(役員報酬規程)

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人近江兄弟社地塩会ケアハウス「信愛館」(以下、「当施設」という)の役員等(理事・監事および評議員をいう)の報酬に関する事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員のうち法人業務を行う役員に対して役員報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事長及び常勤の理事に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

2. 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長及び常勤の理事に対する報酬の支給の時期は毎月25日(休日の場合は、前日)に支払う。

2. 非常勤の役員等に対する報酬は、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3. 報酬は、現金により本人に支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める費用弁償規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項1号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第8条 この規定の改正は評議員会の議決を経て改正する。

附則 この規程は平成16年3月12日から施行する。

附則 この規程は平成25年9月1日から施行する。

附則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成29年6月15日付けで一部改正し施行する。

附則 この規程は平成30年3月1日付けで一部改正し施行する。

附則 この規程は令和5年6月28日付けで一部改正し施行する。

別表1（理事長及び常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長 理事	月額 100,000 円を上限とする

別表2（非常勤の役員等の報酬）

(1) 理事

	日 額(源泉所得税控除前)
理事会等会議への出席	3,000 円
法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(2) 監事

	日 額(源泉所得税控除前)
監事監査等への出席	5,000 円
法人・施設業務のための出勤 (理事会等会議への出席を含む)	3,000 円

(3) 評議員

	日 額(源泉所得税控除前)
評議員会等への出席	2,000 円
法人・施設業務のための出勤	2,000 円